

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく

体験の機会の場の認定に係る佐賀県事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号。以下、「法」という。)及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。)に基づき、佐賀県内における法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体験の機会の場の認定)

第2条 知事は、当該体験の機会の場で行われる事業の内容等が法の規定に照らし、適合している場合においてこれを認定する。

2 前項に規定する認定(以下「認定」という。)を受けようとする者(事業者、個人及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「個人、民間団体等」という。))に限る。)は、次に掲げる書類を添付し、規則様式第7により認定の申請をするものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部とする。

- (1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(発行日から6か月以内のもの。)
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書(発行日から6か月以内のもの。)又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面(様式第1号)
- (4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行った事業の実績を記載した書類(様式第2号)
- (5) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類(様式第3号)
- (6) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書(様式第3号)並びに収支予算書(様式第4号)

- (7) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類（様式第 5 号及び様式第 6 号）
 - (8) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（様式第 7 号）
 - (9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書（発行日から 6 か月以内のもの。）又はこれに準ずるもの
 - (1 0) 認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（様式第 8 号）
 - (1 1) 申請者が暴力団等でない旨記載した誓約書（様式第 9 号）
 - (1 2) その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ佐賀県教育委員会と協議するものとする。

（認定等の通知）

第 3 条 知事は、認定をした場合においては、法第 2 0 条第 6 項の規定に基づき、様式第 1 0 号により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、認定の申請に係る体験の機会で行う事業の内容等が法第 2 0 条第 1 項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、法第 2 0 条第 7 項の規定に基づき、様式第 1 1 号により、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（認定の変更等の届出）

第 4 条 認定を受けた体験の機会を提供する個人、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、法第 2 0 条第 3 項各号に掲げる事項を変更したときは、同条第 8 項の規定に基づき、変更事項に係る第 2 条第 1 項に掲げる書類を添付して、規則様式第 8 により、その旨を知事に届け出るものとする。なお、届出書の提出部数は、正本 1 部とする。

- 2 認定民間団体等は、認定を受けた体験の機会を場の提供を行わなくなったときは、法第 2 0 条第 8 項の規定に基づき、規則様式第 9 により、その旨を知事に届け出るものとする。なお、届出書の提出部数は、正本 1 部とする。

3 前2項の届出は、当該変更のあった日又は提供を行わなくなった日から30日以内に届け出るものとする。

(認定の有効期間の更新)

第5条 知事は、認定をする場合において、法第20条の2第2項の規定に基づき、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 認定民間団体等は、前項の有効期間の更新を受けようとする場合には、法第20条の2第2項の規定に基づき、第2条第1項に掲げる書類を添付し、規則様式第10により、有効期間が満了する日の30日前までに知事に申請するものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部とする。

(認定を受けた体験の機会の場に係る周知等)

第6条 知事は、認定をしたときは、法第20条の3第1項の規定に基づき、県のホームページ等の利用により、法第20条第3項各号に掲げる事項について周知するものとする。

(状況報告)

第7条 認定民間団体等は、法第20条の4第1項の規定に基づき、翌年度の6月末日までに、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した書類を添付し、様式第12号により、その運営の状況を知事に報告するものとする。なお、報告書の提出部数は、正本1部とする。

(1) 実施の内容(様式第13号)

(2) 実施の目的(様式第13号)

(3) 実施の期間(様式第13号)

(4) 実施の回数(様式第13号)

(5) 参加に要する費用(様式第13号)

(6) 参加者数(様式第13号)

(7) 収支決算(様式第13号)

2 規則第12条第1項の知事が定める日は、翌年度の6月末日とし、規則第12条第2項の知事が定める期間は、当該事業の実施状況等を勘案して知事が決定するものとする。

3 認定民間団体等は、認定を受けた体験の機会のある場で行う事業において事故や問題が生じた場合は、様式14号により速やかに知事に報告するものとする。

(認定の取消し)

第8条 知事は、法第20条の6第1項の規定に基づき、認定を取り消したときは、法第20条の6第2項の規定に基づき、様式第15号により、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(現地確認)

第9条 認定を受けようとする者又は認定民間団体等は、事業の内容又は施設の状況の確認等必要に応じ知事が当該体験の機会のある場に職員を立ち入らせるときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

(庶務)

第10条 この要綱に関する事務は、佐賀県県民環境部環境課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

この改正要綱は、令和4年2月3日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

<p>欠格条項に該当しない旨の申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: center;">氏名 申請者 住所</p> <p>申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格条項には該当いたしません。</p>

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

法第20条第4項

次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- 一 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうち前号に該当する者があるもの

様式第2号（第2条関係）

事業実績報告書

事業の内容			
事業年度	年度		
参加者数	人		
事業の対象者			
事業の場所			
体験の機会について	体験活動のプログラムの内容	所要時間	指導者名

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年度事業計画書

体験活動のプログラムの内容及び目的	所要時間	指導者名	参加定員数	参加費用

年 間 計 画

月 日

実 施 事 項

月 日	実 施 事 項

年度収支予算書

収 入 (1)		支 出 (2)	
項 目	金額 (円)	項 目	金額 (円)
合計		合計	

> の場合の剰余金の使途について (3)	
---------------------------	--

備考

- 1 1には、参加費等による収入、助成金等を記載すること。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載すること。
- 2 2には、講師謝金、場所代、人件費、事務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載すること。
- 3 3には、収入が支出を上回った場合の使途について記載すること。例えば、「次年度の事業への繰越し」、「購入のために積み立てる」などと記載する。 = 及び < の場合は、記載不要。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置

区 分		内 容
安全管理体制	安全管理責任者	(職・氏名)
	安全管理体制の概要	<緊急時の対応方法>
	計画、マニュアル等の策定状況	あり ・ なし (なしの場合、今後の策定予定(策定期間・内容等))
危険箇所の表示等	危険箇所の有無	なし ・ あり (ありの場合、具体的な箇所)
	危険箇所の表示	あり ・ なし (なしの場合、その理由)
	危険箇所がある場合の安全対策	
参加者及び実施者の安全確保措置	スタッフへの事前安全講習の実施状況	
	参加者への事前安全説明の実施状況	
	事故発生時の対応	<保険の加入状況> あり ・ なし (今後の予定)

- 備考
- 1 安全管理に係る計画・マニュアル等を作成している場合は、写しを添付すること。
 - 2 危険箇所がある場合は、危険箇所の図面及び表示内容が分かる写真を添付すること。
 - 3 事故発生時に備えて保険等に加入している場合は、証書の写しを添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

土地・建物の管理状況

区 分		内 容
土地・建物の保守点検	保守点検実施状況 ()	
	危険箇所がある場合の危険回避のための措置状況	
附属設備の安全対策		
その他土地・建物等の管理		

備考

- 1 土地・建物の保守・点検管理に係る書面、直近の消防署による立入検査の結果通知の写し等を添付すること。()
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

知識及び経験を有する者の確保状況及び業務の実施体制

従事者に関する事項

番号	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割	知識及び経験に関する説明 (1)		経験等の有無 (2)	指導方法 (3)

備考

- 1 1には、体験の機会の中で行う事業に係る経験や学歴等を 2の分類の根拠が分かるように記載すること。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- 2 2には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第8条第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に1年以上以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載すること。
 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合
 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 × 及び 以外の者の場合
- 3 3には、2が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

同意書

年 月 日

〇〇〇〇（申請者）様

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場合の名称及び所在地	
体験の機会の場合で行う事業の内容	
体験の機会の場合で行う事業の対象となる者の範囲	
体験の機会の場合で行う事業のために当該体験の機会の場合を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

事業実施者 氏名
住所

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9号（第2条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

様式第 10 号（第 3 条関係）

佐賀県指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「法」という。）第 20 条第 3 項に基づき申請のあった体験の機会については、次のとおり認定する。

年 月 日

佐賀県知事

1 体験の機会の名義及び所在地

2 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 運営の状況の報告

法第 20 条の 4 第 1 項の規定に基づき、毎年、その運営の状況を翌年度の 月 日までに報告すること。

佐賀県指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項に基づき申請のあった体験の機会の場の認定については、同条第 7 項の規定により、次のとおり認定要件に適合しないことを通知する。

年 月 日

佐賀県知事

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県知事に審査請求をすることができる（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。

様式第 12 号（第 7 条関係）

体験の機会場の認定事業 実施状況報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 氏名
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 4 第 1 項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 体験の機会場の名称及び所在地

- 2 認定事業の実施期間

- 3 添付書類
前年度における認定に係る体験の機会場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書（様式第 13 号）
 - (1) 実施の内容
 - (2) 実施の目的
 - (3) 実施の期間
 - (4) 実施の回数
 - (5) 参加に要する費用
 - (6) 参加者数
 - (7) 収支決算書

備考

- 1 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 13 号 (第 7 条関係)

体験の機会場の認定事業 実施状況報告書

(1) ~ (6)

体験の機会場の名称					
実施内容	実施目的	実施期間	実施回数	参加に要する費用	参加者数

様式第 13 号 (第 7 条関係)

(7) 収支決算

【収入】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

備考

- 1 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 2 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係資料を添付すること。
- 3 収支決算についてはなるべく具体的に記述し、必要に応じて詳細の分かる資料を添付すること。
- 4 様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 14 号（第 7 条関係）

体験の機会の場合認定事業 事故等報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

報告者 氏名
住所

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

体験の機会の場合の 名称及び所在地	
事故等発生日時	年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分頃
事故等発生場所	
事故等発生時の具 体的状況及び対応 の状況	
事故等の原因	
保険加入状況等	・保険の加入状況 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 未手続） <input type="checkbox"/> 無 ・損害賠償 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
再発防止策等	
担当者	担当者名： 電話：
備考	

備考

- 1 報告者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 15 号（第 8 条関係）

佐賀県達 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで認定した体験の機会について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり認定を取り消す。

年 月 日

佐賀県知事

1 体験の機会の名義及び所在地

2 取消日

年 月 日

3 取消しの理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、佐賀県知事に審査請求をすることができる（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。